

事務事業調整報告書

協議項目	18 町名、字名の取扱い	総務部会
協議細目	町名、字名の取扱い	

1. 課題、問題点等

合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。

旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市町の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは不要となります。

2町合併の場合、区域内に重複する字名がないため、合併しても字及び区域を特定できることから、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。

2. 調整方針

字の名称及び区域は、現行のまま引き継ぐ。

3. 事務事業現況比較表（字名）

区 分	浜坂町	温泉町
字 名	浜坂、芦屋、清富、指杭、田井、赤崎、和田、三尾	春來、歌長、湯、細田、竹田、井土、今岡、金屋、熊谷、伊角、桧尾
	諸寄、釜屋、居組	切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野
	二日市、福富、戸田、三谷、栃谷、七釜、新市、古市、用土、対田、久谷、高末、正法庵、辺地、藤尾、境、久斗山	千原、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂、海上、前、石橋、岸田
計	28	28

参考資料 1

町名、字名の取扱いに関する法令

【地方自治法（抜粋）】

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

* 「政令で特別の定」とは、土地改良法による土地改良事業による町字の画定廃止変更などのことをいう。（地方自治法施行令第179条）

* 字には小字も含む。

参考資料 2

町名、字名の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調整方針
朝来市	(1) 4町の字の名称及び区域は現行のまま存続させる。 (2) 新市名称の後に現町名（自治体名）を付することについては、住民の意向を尊重し、新市名称の決定後、速やかに調整する。
養父市	旧町名は、八鹿町、大屋町は旧町名を使用する。養父町、関宮町は旧町名を使用しない。 大字名は、八鹿町、大屋町は従前的大字名の前に旧町名を付した大字名とし、養父町、関宮町は従前のとおりとする。
丹波市	大字の設定区域は現行のとおりとし、すべての区域において、現大字名の前に現町名を付し、大字名を変更する。
豊岡市	(1) 大字の区域については、現行のまま引き継ぐ。 (2) 現5町域内の大字の名称については、現行の大字の前に現町名を付ける。 現豊岡市域内の大字の名称については、現行のまま引き継ぐ。